

静岡朝日テレビ映像等使用許諾条項

(使用許諾)

(一)

- 1) 株式会社静岡朝日テレビ（以下「静岡朝日テレビ」という。）は、映像等の使用申込を行った者（以下「使用申込者」という）で使用が適切と判断したものに対しては、静岡朝日テレビが著作権を所有する著作物を録画・録音・編集し、放送・販売・公開することを許諾します。許諾は静岡朝日テレビの定める手続きを使用申込者が行い、静岡朝日テレビが映像等使用許諾書を交付することで効力を持ちます。
- 2) 申込や協議に不備が無く、静岡朝日テレビが適切と判断したものに対しては、許諾前に映像等を貸与することができます。
- 3) 使用申込者が本使用許諾に基づき製作する全てのソフトの頒布地域は、原則として日本国内に限定します。よって、現時点では頒布地域が国内に止まらないインターネットなどへの公開は認めません。
- 4) 使用申込内容を変更する場合には、使用申込者は文書をもって静岡朝日テレビに通知するか、再申請の手続きを取ることとします。

(使用許諾映像等の権利等)

(二)

- 1) 映像内に含まれる肖像権、著作等の権利処理は使用申込者の責任と負担において処理し、静岡朝日テレビは一切関与いたしません。
- 2) 本使用許諾条項と使用許諾には、静岡朝日テレビの著作物の権利の譲渡は一切含みません。
- 3) この使用許諾に基づいて許諾された映像等の使用する権利を、他に貸与または譲渡することは一切認めません。
- 4) 使用許諾は使用許諾書の内容に限ります。使用許諾手続き中に使用申込者側に渡された映像を収録したテープは編集終了・放送・販売開始等をもって速やかに返却し、編集上発生した映像データは消去するものとします。

(映像等使用料等)

(三)

- 1) 使用申込者が本使用許諾により静岡朝日テレビに支払う著作物使用料は、映像等使用料金規程に定める額とします。また、使用期間や使用回数についても映像等使用料金規定で定めます。
- 2) 使用料規定に該当しない映像等、規定に定めた使用用途に合致しない使用方法については使用申込者と静岡朝日テレビの協議により決定します。

- 3) 使用申込者は使用料を請求書の発行日より 30 日以内に送金するなどして支払うものとします。
- 4) 放送・制作の中止、編集の都合等、申込のあった映像が放送・販売・公開等がされなかった場合でも、手数料等の経費は静岡朝日テレビの請求により、支払われるものとします。また、使用申込者の意図に合わない映像等で、使用申込者の判断で放送・販売・公開等が行われなかった場合も同様とします。

(静岡朝日テレビの表示について)

- (四) 使用を許諾した映像等の使用部分、または協議により決定した箇所に「映像提供：静岡朝日テレビ」とテロップで表示するものとします。また表示が困難な場合においては使用申込者と静岡朝日テレビの協議により対処を決定します。

(許諾映像ソフトの提出)

- (五) 使用申込者は、使用状況を確認するために、許諾した映像を使用したソフト、もしくは使用した映像等を記録したDVD等、1セットを提出するものとします。

(確認書類等の提出について)

- (六) 使用申込者は静岡朝日テレビが本使用許諾で申込を受けた数量等使用状況の確認のため、発注数、製造数または納品受領数を証明する書類などの開示、その写しの提出を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。

(損害賠償等)

- (七) 使用申込者が本使用許諾条項に違反して使用した場合には映像等使用料規程に定められた料金のほかに違反の状況に応じて、損害賠償を請求でき、使用申込者は支払わなければならないものとします。これらの違反によって発生した権利侵害等の責任は使用申込者が負うものとします。

(申込の取消)

- (八) 制作の中止等による申込の取消は、放送・販売・公開等の 7 日前までに使用申込者が文書により静岡朝日テレビに伝達し、静岡朝日テレビがこれを承認したときに限り認められるものとします。それまでに発生した使用許諾に関わる経費等は使用申込者に請求致します。

(許諾の取消等)

(九)

- 1) 静岡朝日テレビは、使用申込者が本使用許諾条項に違反した場合、違反する恐れが

あると判断した際には使用申込者に対し、使用許諾の取消ができるものとします。

- 2) 前項の通知が使用申込者に到達しなかった場合には、当通知が静岡朝日テレビに返送された日をもって、使用許諾の取消の意思表示が使用申込者に到達したものとします。

(申込情報の利用)

- (十) 静岡朝日テレビは申込等で取得した使用申込者の個人情報を使用許諾、使用料徴収等の手続きに利用するほか、映像提供の資料送付やその他の広報に利用させていただきます。資料送付・広報等については使用申込者の申し入れにより、利用しないものとします。

(合意管轄)

- (十一) 本利用許諾に関する紛争については、静岡地方裁判所を合意管轄裁判所とします。